



開催日時

平成30年6月27日(水曜日)
午前10時(受付開始午前9時)



開催場所

東京都品川区大崎二丁目5番35号
当社大崎会館

目次

■ 株主総会招集ご通知	02
■ 株主総会参考書類	05
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 取締役3名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
第6号議案 取締役賞与支給の件	
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	36

第154期

定時株主総会 招集ご通知

株主のみなさまへ

「つながり力」「機動力」、 そして社会インフラを支える「使命感」 —社会から信頼される企業を目指して

1897年(明治30年)の創業以来121年、私たちはものづくりメーカーとして、様々な技術や製品・サービスを創出し、社会に貢献するために日々研鑽を重ねてきました。その根底には、お客様や社会の期待に応え続けたいという私たちのチャレンジ精神、そして私たちの「ものづくりの心」があります。

お客様との広範なネットワークや当社グループ内の部門を越えた連繋などの「つながり力」、お客様の要望や課題解決にスピーディー、かつ、柔軟に応える「機動力」、社会インフラを支える「使命感」を持って、お客様、そして社会から信頼される企業を目指しております。

当社グループは「中期経営計画2020」(2018年度～2020年度)を策定しました。本期間を更なる飛躍に向けた「力強いステップ」を踏むフェーズと位置付け、「成長に向けた投資」と「着実な業績拡大」の両立を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞよろしくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

取締役社長 浜崎 祐司



企業理念

企業使命

より豊かな未来をひらく

私たちは、より豊かで住みよい未来社会の実現に貢献するため、新しい技術と価値の創造にチャレンジし続けます。

提供価値

お客様の安心と喜びのために

私たちは、お客様の安心と喜びのために、環境への配慮と丁寧なサポートを徹底します。

そして、品質の高い製品・サービスを通じて、お客様の課題解決や夢の実現をお手伝いします。

株主総会招集ご通知

(証券コード 6508)

平成30年6月1日

東京都品川区大崎二丁目1番1号

株式会社 明電舎

取締役社長 浜崎 祐司

株主各位

第154期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第154期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記のご案内に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目5番35号 当社大崎会館

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 第154期（自平成29年4月1日
至平成30年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第154期（自平成29年4月1日
至平成30年3月31日）計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 | 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 | 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件 | 第6号議案 | 取締役賞与支給の件 |

4. 議決権行使についてのご案内



(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分まで**に到着するようご返送ください。



(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、**3頁～4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】**をご高覧のうえ、**平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分まで**に行ってください。

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表は、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(http://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/)に掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使期限

平成30年6月26日（火曜日）
午後5時15分まで



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

アクセス手順

議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリック



インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

- ① インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>
- ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成30年6月26日（火曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行ってくださいようお願い申し上げます。
- ④ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使コードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を **A** に入力し、「**ログイン**」をクリック

パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を **B** に入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

- 6 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は平成29年12月22日をもちまして創業120周年を迎えることができました。これもひとえに株主のみなさまのご支援、ご協力の賜物と心から感謝申し上げます。

また、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしましたうえで、第154期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金5円 総額1,134,354,570円

(普通配当4円)

(創業120周年記念配当1円)

なお、中間配当金(1株につき金4円)を含め、第154期の配当金の総額は、1株につき金9円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的として、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを、平成30年5月14日開催の取締役会において決議いたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準を考慮し、当社株式を株主のみなさまに安定的に保有いただくことや、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合が効力を生じる日（効力発生日）

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

1 億1,520万株

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成30年10月1日）をもって、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を、現行の5億7,600万株から1億1,520万株に減少させます。

ご参考

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、平成30年10月1日付で定款変更が行われます。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5億7千6百万株</u> とする。	第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1億1,520万株</u> とする。
（単元株式数）	（単元株式数）
第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役稲村純三、杉井守及び森川哲也の3氏が本総会終結の時をもって辞任されるため、また、「中期経営計画2020」の遂行に向けた経営体制強化を目的とし、新たに取締役3名の選任を願いたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1

新任

おおはし のぶとし
大橋 延年

生年月日 昭和31年11月2日（満61歳）
所有する当社株式の数 36,000株



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54.4 当社 入社
平成25.4 執行役員 人事・総務グループ長 兼
人事企画部長
平成27.4 常務執行役員
人事・総務グループ長 現在に至る
平成30.4 専務執行役員 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり全社及び製造拠点の人事・総務関連業務に幅広く携わり、近年は人事・総務部門の統括者としてコーポレートガバナンス向上の取組みに寄与するなど、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づき、当社の更なるコーポレートガバナンス向上の取組みの推進役として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

新任

たけかわ のりお
竹川 徳雄

生年月日 昭和33年12月18日（満59歳）
所有する当社株式の数 10,000株



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56.4 当社 入社
平成27.4 執行役員 プラント建設本部長
平成29.4 常務執行役員 生産統括本部長
平成30.4 専務執行役員 生産統括本部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

工事部門の技術者として豊富な現場経験を有し、その経験で培った視点を当社の生産・品質管理体制の向上に活かすなど、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づく幅広い視野・視点やバランス感覚をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

新任

た ま き のぶあき
玉木 伸明生年月日 昭和35年3月25日（満58歳）
所有する当社株式の数 6,000株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57.4	当社 入社
平成27.4	変電事業部長 現在に至る
平成28.4	執行役員
平成29.4	常務執行役員
平成30.4	専務執行役員 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

当社のコア製品である変電製品の技術者として、また、海外関係会社の経営トップとして当社の海外事業の成長・拡大に寄与し、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく技術者としての視点・グローバルな視点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はございません。
2. 各候補者の任期は、定款第20条の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役田中和之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任を願いたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



新任

かとう せいじ
加藤 誠治

生年月日 昭和37年11月3日（満55歳）
所有する当社株式の数 11,000株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和63.4 当社 入社
平成25.1 人事・総務グループ 総務・法務部長
平成26.4 経営監査部長
平成28.4 人事・総務グループ 法務部長
平成30.4 監査役室支配人 現在に至る

■ 監査役候補者とした理由

長年にわたり法務部門に携わり、当社の事業支援、コーポレートガバナンス向上に寄与し、豊富な経験と知見を有しております。

これらの経験・知見を当社の監査や取締役会に活かすことにより、当社のコーポレートガバナンスの更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はございません。
2. 加藤誠治氏の任期は、定款第31条の規定により、田中和之氏の任期の満了する時までとなります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任を願いたいと存じます。補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



新任

よしだ よしお
吉田 良夫

生年月日 昭和33年7月24日（満59歳）
所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

平成10.4 弁護士登録
山田幸法律事務所
（現：あ・うん法律事務所） 入所
◇ 11.4 鳥飼総合法律事務所 入所
◇ 17.1 同所 パートナー
◇ 18.3 公益財団法人就職支援財団 理事
現在に至る
◇ 18.10 株式会社スヴェンソン 社外監査役
現在に至る
◇ 23.12 マガシーク株式会社 社外監査役
◇ 30.4 吉田総合法律事務所 創設代表弁護士
現在に至る

■ 補欠監査役候補者とした理由

弁護士として法務に精通しており、高い見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくべく、選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はございません。
2. 吉田良夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額といたします。
4. 同氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合は、独立役員として指定する予定であります。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績、従来支給した取締役賞与の額等を総合的に勘案し、当期末時の社外取締役を除く取締役8名を支給対象として、総額6,560万円を支給させていただきたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決議にご一任させていただきたいと存じます。

以 上

中期経営計画2020

2018～2020年度

～飛躍に向けた「力強いステップ」～

「中期経営計画2020」(2018～2020年度)においては、
更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、
設備・人財・研究開発・パートナーシップ強化などの投資・施策を
積極的に行ってまいります。

ビジョン
ありたい姿

社会インフラの未来と
産業の進化を支え、
持続的に成長・発展する
重電メーカ

JUMP

次期以降
(2021～2024)

『質の高い』成長の実現

2020年度

**Powerful
STEP**

中期経営計画2020
(2018～2020)

大きな成長に向けた
設備や人財への投資

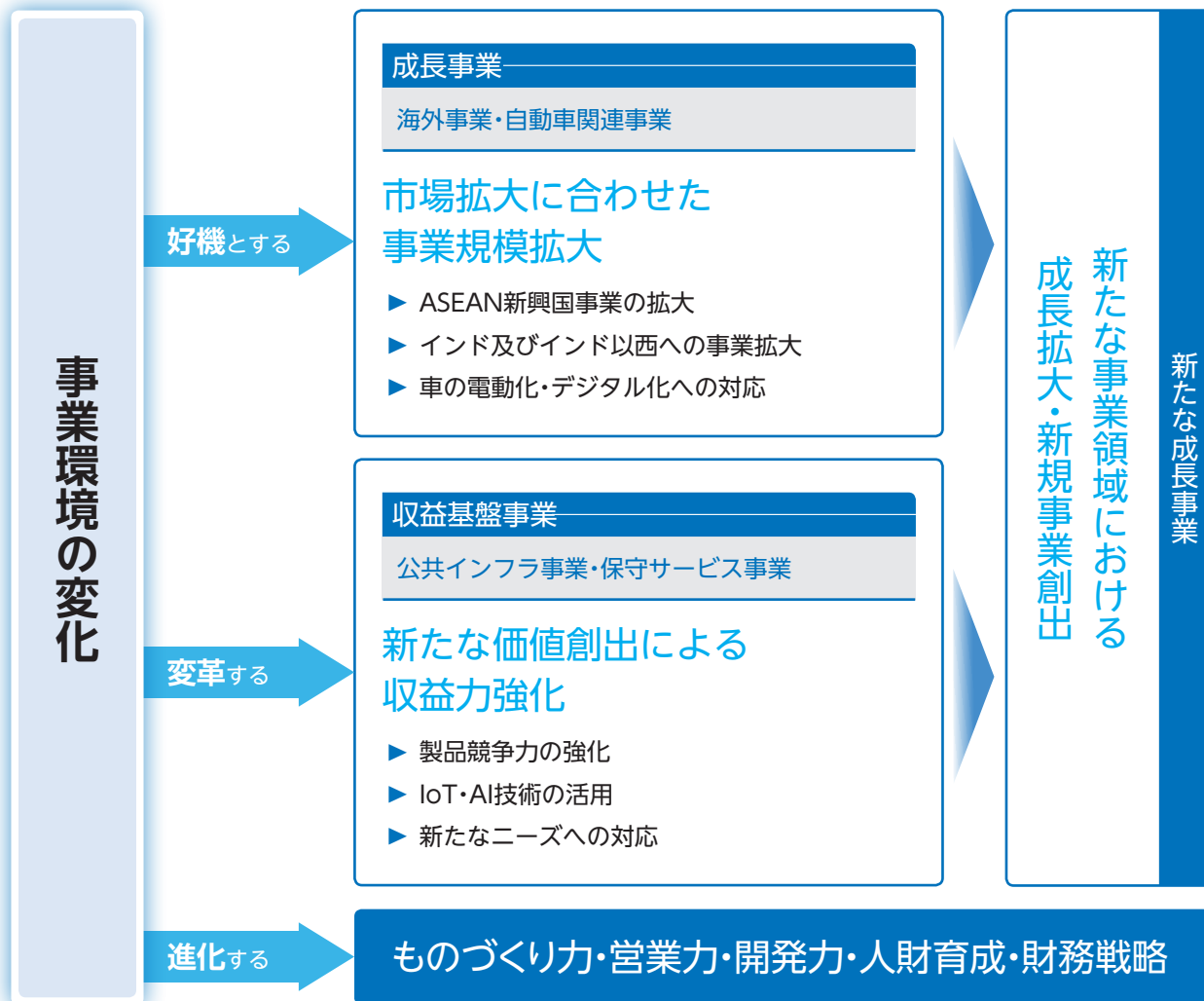
2017年度
HOP

V120
(2015～2017)

- ▶ 製品競争力の強化
- ▶ 収益力向上
- ▶ 成長領域の明確化

- ▶ 「力強いステップ」
 - 『成長に向けた投資』と
『着実な業績拡大』の両立

- ▶ 事業規模拡大
- ▶ 『質の高い』成長
 - 均衡のとれた事業構成
 - 利益率向上



事業報告 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業業績の改善や設備投資の増加など、緩やかな景気回復基調を持続しております。一方、世界経済は、米国の政策運営や朝鮮半島、中東の地政学的リスク等、先行きの不透明感はあるものの、米国では景気の回復が続いており、アジア地域においても景気持直しの動きがみられました。

このような中、当社グループは最終年度である中期経営計画「V120」完遂に向け、製品競争力強化に注力し、国内インフラ事業における「国内事業の収益基盤強化」を着実に進め、また、新興国の成長の歩みに合わせた「海外事業の成長拡大」に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの連結業績は、売上高が前期比9.9%増の2,418億3千2百万円となりました。

損益につきましては、営業利益は前期比28.6%増の113億8千1百万円、経常利益は前期比21.7%増の99億9千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比22.9%増の70億5千6百万円となりました。

①営業活動の状況

各事業分野における営業活動の状況は次のとおりであります。なお、売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

当期の連結業績

区 分			平成29年度（当期）	
売	上	高	241,832百万円	（前期比 9.9%増）
営	業	利 益	11,381	（ 28.6%増）
経	常	利 益	9,992	（ 21.7%増）
親会社株主に帰属する当期純利益			7,056	（ 22.9%増）
1 株 当 た り 当 期 純 利 益			31.10円	（ 22.9%増）
総	資	産	264,457百万円	（ 6.8%増）

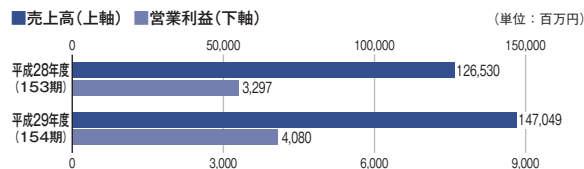
■社会インフラ事業分野

売上高は前期比16.2%増の1,470億4千9百万円、営業利益は23.8%増の40億8千万円となりました。

電力・社会システム事業関連は、太陽光発電製品は減少しましたが、電力会社向けは前年並みに推移しており、日系企業の海外生産拠点向け設備投資の回復などにより、前期比で増収となりました。

電鉄システム事業関連は、国内市場においては競争激化の傾向にあるものの、海外の大型電鉄プロジェクトの売上が堅調に推移し、前期比で増収となりました。

水・環境事業関連は、地方の財政難による予算の削減や人口減少等による需要縮小など、厳しい事業環境の中、提案活動強化による更新物件の受注回復により、前期比で増収となりました。



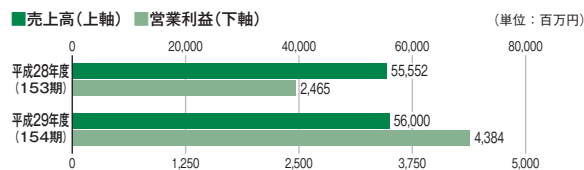
■産業システム事業分野

売上高は前期同水準の560億円、営業利益は前期比77.8%増の43億8千4百万円となりました。

モータドライブ事業関連は、PHEV・EV向けモータ・インバータの堅調な推移により、前期比で増収となりました。

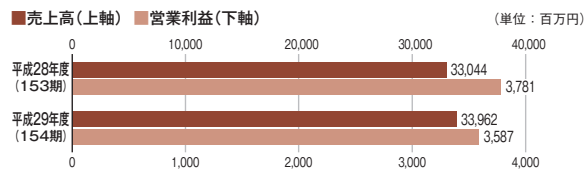
電子機器事業関連は、半導体製造装置市場の旺盛な成長を背景に、真空コンデンサ、パルス電源等をを中心に堅調に推移し、前期比で増収となりました。

動計・搬送システム事業関連は、自動車メカの試験設備向け投資の回復及び物流業界における投資拡大により受注は回復基調にありますが、昨年度の受注減の影響により、前期比で減収となりました。



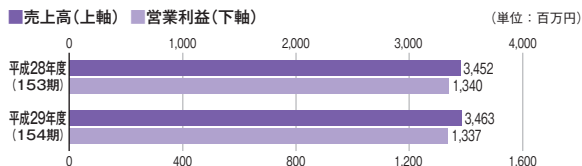
■保守・サービス事業分野

ワンストップサービスの取組みと、民間工場・施設のウォークスルーによる診断・提案等を実施するとともに、それに対応できる人材育成及び研究開発を強化したことにより、売上高は前期比2.8%増の339億6千2百万円、営業利益は5.1%減の35億8千7百万円となりました。



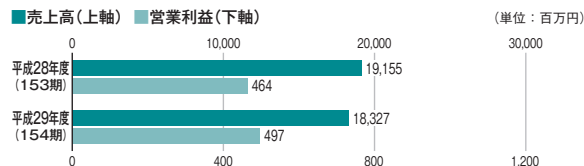
■不動産事業分野

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心とする保有不動産の賃貸事業を行っており、売上高は前期同水準の34億6千3百万円、営業利益は13億3千7百万円となりました。



■その他の事業分野

電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、物品販売など、報告セグメントに含まれない事業につきましては、売上高は前期比4.3%減の183億2千7百万円、営業利益は7.1%増の4億9千7百万円となりました。



②研究開発の状況

社会インフラの未来を支えて持続的に成長する重電メーカーとなるべく、製品競争力と、それらを支える基盤技術力の強化に取り組みました。

基盤技術開発につきましては、製品の品質と長期信頼性を向上するため、熱流体・音・振動などの解析技術や、絶縁材料・金属材料などの材料技術の高度化、S i C等の新デバイス導入に関する評価・適用技術の開発に取り組みました。

製品開発につきましては、これまで培ってきた絶縁・材料・解析などの基盤技術を適用し、発電機器、変電機器、モータや、その応用システムを中心に様々な特長製品を開発しました。

発電機では、小型化、原価低減、70MVAまでの容量拡大を図った新型4極タービン発電機を開発しました。

開閉装置では、海外各国電力会社の仕様に適応し、小型化・原価低減・規格適合を実現した24kVガス絶縁開閉装置や、12kV気中絶縁開閉装置を開発しました。

E V用モータ・インバータでは、両者を一体型とすることで、更なる小型・軽量化、高効率を実現した機電一体型の駆動ユニットを開発しました。

電子機器製品では、真空コンデンサを高耐電圧化・高精度化し、ラインアップの拡充を図りました。パルス電源では、パルス幅変調技術を適用した新たな半導体露光装置向け製品を開発しました。

I o T・A I関連製品につきましては、新しい価値を創造し、ビジネスモデルを変革するため、製品・サービスの拡充を図りました。

セキュリティ関連では、クラウドシステムの情報セキュリティ認証(ISO27001)及びクラウドアドオン認証(ISO27017)を取得しました。これにより、安全・安定したサービスを提供いたします。

メンテナンス分野では、回転機の異常診断にて故障部位の特定を可能とする新技術を確立しました。これにより、故障の未然防止に加えて、現場設備の品質や安定運用を維持することが可能となりました。また、半導体製造装置向けに稼働データを収集し、A Iによる予知保全を行うエッジコントローラを開発しました。

これらを中心に研究開発活動を推進し、研究開発費用の総額は、94億2百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

社会インフラを支える使命感のもと、製品競争力強化のために生産設備投資を重点的に実施いたしました。個別設計品では、開閉装置の開発・検証機能向上のための短絡試験用発電機の更新等を行いました。量産品では、真空コンデンサの増産に対応した生産設備の増強、真空インタラプタの生産合理化のための自動組立装置の導入等を行いました。情報システム関連設備では、生産合理化に向け、I o Tを活用した配電盤の生産工程の見える化や、変圧器の自動設計システムの導入等を行いました。

また、間接部門も含めた全社の生産性向上を図るため、R P Aのパイロット導入等の設備投資を行いました。

これらにより、投資総額は、75億8千4百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーをもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、一部、社債を発行し、調達手段の多様化を図りました。このほか、資産圧縮等、資金効率の向上に努めました結果、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の残高は、前期比52億6千1百万円減の401億4百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

■当社グループを取り巻く環境と課題の認識

国内市場につきましては、人口減少などにより新規需要が減少する一方で、設備老朽化による更新・延命化需要、省エネルギー化などのニーズは堅調です。とりわけ、公共分野では、広域化や官民連携など自治体インフラサービスの形態の多様化が推進されています。

海外市場につきましては、アジアを中心とする新興国では、人口増加や都市化などにより、電力・鉄道・上下水道などのインフラ需要は拡大基調にあります。

また、環境規制強化やクルマの電動化・デジタル化、IoT・AIの技術発展などといった世界的潮流は、当社グループにとって事業拡大の好機であり、その動向を見極めて、迅速に対応していく必要があります。

■基本方針

当社グループは、前中期経営計画「V120」において、『製品競争力の強化』『国内事業の収益基盤強化』『海外事業の成長拡大』の基本方針のもと、一定の成果を挙げることができました。

「中期経営計画2020」（2018～2020年度）においては、更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、設備・人財・研究開発・パートナーシップ強化などの投資・施策を積極的に行ってまいります。

最適ナリソース配分を図るため、事業領域を次のとおり分類し、戦略を実行してまいります。

海外事業、自動車関連事業など、市場の更なる拡大が見込まれる事業を『成長事業』と位置付け、積極的にリソースを投入することにより、事業の規模拡大を目指してまいります。

水処理・公共インフラ事業、電力・再生エネルギー事業、保守・サービス事業など、安定的な収益基盤となる事業を『収益基盤事業』と位置付け、ビジネスモデルの変革、生産性の向上による収益力強化を図ってまいります。

また、『新たな成長事業』として、更なる市場拡大が期待できる半導体製造装置向け事業の規模拡大に向けた投資を行うとともに、新規事業の創出を図ってまいります。

以上の方針のもと、更なる企業価値の向上を目指し、積極的な投資を行うと同時に、収益力の強化に取り組んでまいります。

■重点施策

◎成長事業戦略

海外電力分野においては、V120から取り組んでいる、東南アジア現地企業とのパートナーシップを更に進め、現地の電力市場への参入を実現してまいります。また、欧米市場においては、真空遮断器や避雷器など特長製品の拡大に注力いたします。更に、連結子会社化したインドの変圧器製造会社Prime Meiden Ltd.を中心に、インド国内の電力会社への参入、インド以西への進出などの戦略を加速してまいります。

海外鉄道分野においては、シンガポール南北線・東西線更新事業をはじめとする大型プロジェクト案件を完遂するとともに、都市交通や高速鉄道案件プロジェクト等、今後の旺盛な需要に対応できるよう、体制強化を図ってまいります。

自動車関連分野においては、EV用モータ・インバータ増産対応の設備投資、開発人財の増強により、新たな量産案件の受注獲得を実現してまいります。また、動力計測事業においては、パートナーシップ戦略を推進し、クルマの電動化・デジタル化、モデルベース開発に対応したエンジニアリング力の強化を図るとともに、EV用モータ・インバータ事業との相乗効果を発揮してまいります。

◎収益基盤事業戦略

水処理・公共インフラ事業、電力・再生エネルギー事業においては、非連続的な製品の原価低減、及びビジネスモデルの変革を強力に推進してまいります。当社グループ内に蓄積してきた製品データ、ノウハウをベースに、IoT・AI技術を掛け合わせ、運転管理の自動化・省力化の実用化を目指してまいります。また、自治体によるインフラサービスの広域化やエネルギー・水などの分野横断的な取組み、官民連携など、新たなニーズに対応できる提案力の強化、体制構築を推進してまいります。

民需向け事業においては、高低圧配電盤の大幅な原価低減、保守・サービス事業との連携による営業効率の向上等により、需要の確実な取込みを図ってまいります。

保守・サービス事業においては、ライフサイクル・エンジニアリングを軸としたワンストップサービスを展開してまいります。加えて、IoT・AIを活用した予兆診断技術の高度化による予防保全サービス等、新たな価値を創出し、更なる事業の拡大を図ってまいります。

◎新たな成長事業戦略

半導体製造装置関連分野においては、引き続き市場の拡大が見込まれており、増産対応の設備投資を継続するとともに、新製品の開発による成長を目指してまいります。

セラミック平膜事業においては、再生水需要の高まり、環境規制の強化により、市場の拡大が見込まれており、他社との協業による営業体制強化を行うことで、事業を拡大してまいります。

また、2017年4月に新設した事業開発部、2017年8月に設置したシリコンバレーオフィスによる活動等により、更なる新規事業の開発を促進してまいります。

◎生産戦略

「成長事業」、「新たな成長事業」においては、事業の規模拡大・増産に対応した設備投資を行ってまいります。特に、量産製品においては、ロボットを活用した生産自動化、画像処理技術を適用した検査工程の自動化等、生産効率を高めることで、製品競争力を強化してまいります。

「収益基盤事業」においては、システム製品の収益力向上に注力いたします。IoT・AIを用いたスマート工場化や設計自動化等の投資を積極的に行い、生産性向上やリードタイム短縮を図ってまいります。また、海外拠点を含めたサプライチェーンの最適化により、製品競争力を強化してまいります。

◎人財の育成と働き方改革への対応

事業展開を支える基盤として、人財育成の更なる強化に努めてまいります。技術研修の充実、海外研修センターの活用やナショナルスタッフとの交流等を推進し、次代を担うグループ人財の育成に取り組んでまいります。

「成長事業」においては、海外鉄道プロジェクト案件に携わる現地ナショナルスタッフの育成や、市場拡大が見込まれるEV用モーター・インバータ開発人財の確保・育成に注力してまいります。

「収益基盤事業」においては、自治体によるインフラサービスの広域化や官民連携に対応するため、領域横断的な営業体制の構築、営業人財の育成、及び提案力向上に注力してまいります。

働き方改革への対応につきましては、新たな実行計画として「スマートワーク2020」を策定し、生産プロセス改革や合理化設備の投資、RPAの活用等による生産性向上に注力するとともに、ダイバーシティの実現に向け、柔軟かつ適切な働き方が選択できるよう、育児・介護支援をはじめとする各種施策を展開し、働きやすい環境の整備に努めてまいります。

◎研究開発戦略

「V120」の成果を引き継ぎつつ、基盤技術・製品技術の更なる強化を行い、次世代を担う新製品・システムを創出してまいります。

海外電力分野・自動車関連分野等の「成長事業」にリソースを集中し、新製品の開発に注力するとともに、「収益基盤事業」につきましては、新たな付加価値を提供すべく、IoT・AI等のデジタル技術を強化してまいります。

また、研究開発のスピードアップを図るため、フロントローディング設計・モデルベース開発などの新しい手法の導入に取り組んでまいります。同時に、シリコンバレーオフィスの活用、更に外部研究機関との連携を強化してオープンイノベーションを推進してまいります。

◎強固な財務体質の構築

更なる飛躍のために必要な投資を積極的に行ってまいります。同時に、収益性改善による自己資本の充実、資産効率化によるキャッシュ創出力の向上により、強固な財務体質を実現し、持続的な成長に向けた基盤を構築してまいります。また、資金調達の多様化により、財務安定性を確保いたします。

以上を実現するために、財務目標を設定し、グループを挙げて目標達成に向けた体質強化に努めてまいります。

◎コーポレートガバナンスの更なる強化

社外取締役や社外監査役を含めた取締役会の意味決定機能や監督機能の強化を重視し、取締役会の実効性向上に努めております。

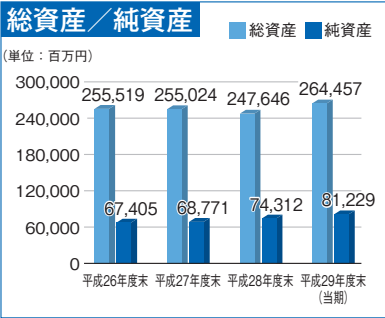
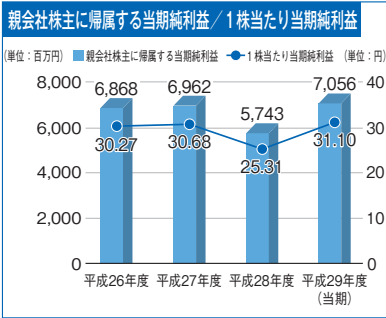
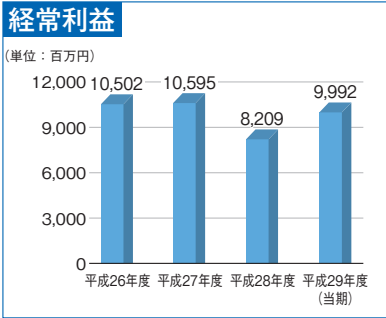
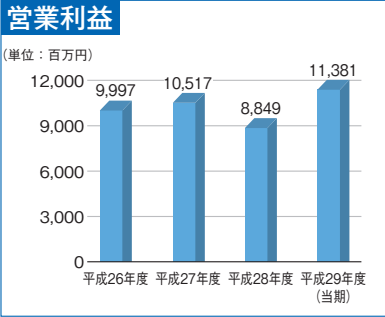
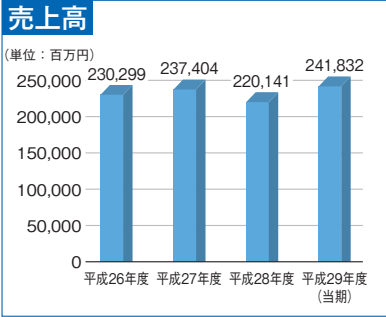
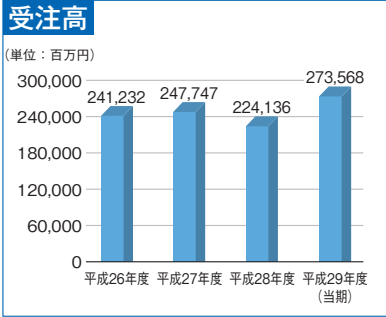
今後もコーポレートガバナンス強化に向けた取り組みを着実に展開し、株主のみなさまへ適切かつ透明性のある情報開示に努めてまいります。

◎事業活動基盤の「品質」向上

当社グループは、社会インフラを支える企業として、製品・システム・サービスの継続的な品質向上に取り組んでまいります。加えて、労働災害の撲滅や温室効果ガス排出量削減など、事業活動の基盤となる活動の「品質」向上につきましても積極的に取り組んでまいります。

これらの活動により、企業スローガン「Quality connecting the next」に込めた想いを実現してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移



区 分	平成26年度 第151期	平成27年度 第152期	平成28年度 第153期	平成29年度 第154期 (当期)
受 注 高 (百万円)	241,232	247,747	224,136	273,568
売 上 高 (百万円)	230,299	237,404	220,141	241,832
営 業 利 益 (百万円)	9,997	10,517	8,849	11,381
経 常 利 益 (百万円)	10,502	10,595	8,209	9,992
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,868	6,962	5,743	7,056
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	30.27	30.68	25.31	31.10
総 資 産 (百万円)	255,519	255,024	247,646	264,457
純 資 産 (百万円)	67,405	68,771	74,312	81,229

※表示方法の変更に伴い平成26年度(第151期)の営業利益を遡及組替しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容	所 在 地
株 式 会 社 甲 府 明 電 舎	400百万円	100.00%	各 種 モ ー タ の 製 造、販 売	山梨県中央市
明電プラントシステムズ株式会社	400	100.00	電気及び建設工事の設計・請負 電気機器等の製造・修理・改造	東京都品川区
株 式 会 社 エ ム ウ イ ン ズ	330	100.00	風力発電事業に関する業務	東京都品川区
明 電 商 事 株 式 会 社	300	100.00	電気機器、電子機器等の販売	東京都品川区
明 電 興 産 株 式 会 社	100	100.00	物品・物資の販売、保険代理業	東京都品川区
株 式 会 社 明 電 O & M	100	100.00	電気設備・機械器具・装置の製造・販売、賃貸借、設置、電気配線工事及び保守点検サービス、改造、修理に関するメンテナンス、事業活動の戦略立案、統括管理及び教育	東京都品川区
MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.	25,400千シンガポールドル	100.00	変圧器・配電盤・遮断器の製造・販売	シンガポール
THAI MEIDENSHA CO., LTD.	30百万タイバツ	75.50	電気工事、技術コンサルティング	タイ
MEIDEN AMERICA, INC.	21,500千米ドル	100.00	ダイナモ製品のシステムエンジニアリング	米国
明電舎（杭州）電気系統有限公司	19,000千米ドル	100.00	モ ー タ ・ イ ン バ ー タ の 製 造	中国

(注) 出資比率には、間接所有分を含めて記載しております。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループは、電気機械器具の製造及び販売、並びに電気設備の保全全般を主要な業務としておりますが、単に従来の製品・サービスを提供するだけでなく、お客様の視点に立ったエンジニ

アリング、運用、維持・管理といった最適なソリューションを提供しております。

事業分野別の主要なシステム、サービス及び製品は次のとおりであります。

	システム、サービス	製 品
社会インフラ事業分野	発電システム、変電システム、送・配電システム、電鉄システム、道路システム、水処理・水系運用システム、上下水道維持管理業務	発電機、縮小形変電設備、変圧器、遮断器・開閉装置(スイッチギヤ)、避雷器(アレスタ)、電力変換装置、継電装置、水質計測器
産業システム事業分野	産業用コンピュータ・ネットワークシステム、電動応用システム、動力計測システム、ロジスティクスシステム	産業用コントローラ、ネットワーク機器、真空コンデンサ、パルス電源、モータ、インバータ、自動車分野向け試験装置(ダイナモメータ)、無人搬送車
保守・サービス事業分野	重電技術サービス、半導体製造装置技術サービス	
不動産事業分野	ThinkPark Towerを中心とした保有不動産の賃貸事業	
その他の事業分野	事業分野を問わない販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品の製造・販売等	

(8) 主要な営業所及び工場 (平成30年3月31日現在)

本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
営 業 拠 点	五反田事務所(東京都品川区) 中部支社(名古屋市) 北海道支店(札幌市) 北陸支店(石川県金沢市) 四国支店(香川県高松市)	関西支社(大阪市) 九州支店(福岡市) 東北支店(仙台市) 中国支店(広島市)
製 造 ・ 開 発 拠 点	太田事業所(群馬県太田市) 名古屋事業所(愛知県清須市)	沼津事業所(静岡県沼津市) 総合研究所(東京都品川区)
メンテナンスサービス拠点	東日本サービス部(東京都品川区) 中日本サービス部(愛知県清須市)	西日本サービス部(兵庫県尼崎市)

(注) 主要な当社の関係会社の所在地は、「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

事業分野	従業員数	前期末比増減
社会インフラ事業分野	4,456名	389名増
産業システム事業分野	995	46名増
保守・サービス事業分野	1,668	80名増
不動産事業分野	－	－
その他の事業分野	942	18名増
全社	934	12名減
合計	8,995	521名増

(注) 従業員数は就業人員数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	13,125百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,125
株式会社みずほ銀行	2,252
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,995
株式会社常陽銀行	1,000

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

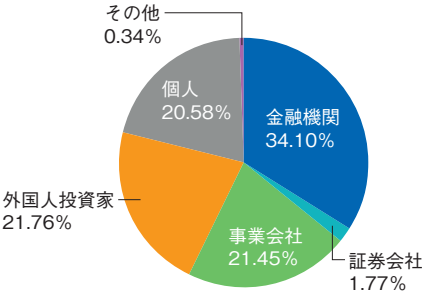
- (1) 発行可能株式総数 576,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 227,637,704株
(自己株式766,790株を含む。)
- (3) 株主数 14,957名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
住友電気工業株式会社	13,156千株	5.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,160	5.36
株式会社三井住友銀行	11,209	4.94
日本電気株式会社	8,730	3.85
三井住友信託銀行株式会社	7,500	3.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,024	2.66
住友生命保険相互会社	5,307	2.34
明電舎従業員持株会	4,714	2.08
EVERGREEN	3,317	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,277	1.44

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布状況

区 分	持株比率
金 融 機 関	34.10%
証 券 会 社	1.77
事 業 会 社	21.45
外 国 人 投 資 家	21.76
個 人	20.58
そ の 他	0.34
合 計	100.00



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
稲村純三	代表取締役 取締役会長	
浜崎祐司	代表取締役 取締役社長	
正木浩三	代表取締役 取締役副社長	財務、IR担当
三井田健	代表取締役 取締役副社長	経営企画、営業全般、渉外担当
杉井守	取締役兼専務執行役員	コンプライアンス、海外事業、 変電事業担当
町村忠芳	取締役兼専務執行役員	生産全般、危機管理、ICT事業、 発電事業、事業開発担当
倉元政道	取締役兼専務執行役員	技術全般、CSR、モータドライブ事業、 電子機器事業担当
森川哲也	取締役兼専務執行役員	営業全般担当
竹中裕之	社外取締役	株式会社ジェイ・パワーシステムズ 取締役会長（社外取締役） 住電日立ケーブル株式会社 取締役会長（社外取締役）
安井潤司	社外取締役	
田中和之	常任監査役（常勤）	
伊東竹虎	常任監査役（常勤）	
秦喜秋	社外監査役	
縄田満児	社外監査役	三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 常任監査役

- (注) 1. 監査役田中哲司氏は、平成29年6月28日をもって辞任しております。
2. 取締役竹中裕之及び安井潤司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役秦喜秋及び縄田満児の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 社外監査役秦喜秋氏は、損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役縄田満児氏は、金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、竹中裕之、安井潤司、秦喜秋及び縄田満児の4氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	375,440千円 (12,480千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	52,200千円 (8,160千円)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、平成30年6月27日開催の第154期定時株主総会において決議予定の取締役賞与65,600千円を含んでおります。
なお、平成30年度から取締役報酬体系の改定（年俸制）を行い、従来の賞与に該当する部分は年俸に含み入りとなります。報酬体系の改定にあたっては、社外取締役を議長とする報酬委員会において、客観的な視点から新制度の内容を審議のうえ、取締役会の決議により決定いたします。
2. 取締役の報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

氏 名	兼職先及び兼職の内容
竹 中 裕 之	株式会社ジェイ・パワーシステムズの取締役会長（社外取締役）及び住電日立ケーブル株式会社の取締役会長（社外取締役）を兼任しております。
縄 田 満 児	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の常任監査役を兼任しております。

(注) 当社と株式会社ジェイ・パワーシステムズ、住電日立ケーブル株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社との間には、特別な関係はありません。

②主な活動状況

氏 名	主な活動状況
竹 中 裕 之	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、主に経営者の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
安 井 潤 司	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、主に経営者の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
秦 喜 秋	当期開催の取締役会14回のうち13回及び監査役会6回のうち5回に出席し、取締役の業務執行の適正を確保する観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
縄 田 満 児	当期開催の取締役会14回のうち12回及び監査役会6回のすべてに出席し、取締役の業務執行の適正を確保する観点から必要に応じ適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が700万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役が500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか16社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当期の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、監査役会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成27年5月29日の定時取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、議論を尽くすに適切な人数とし、かつ社外取締役及び社外監査役が参加することにより、取締役及び執行役員による職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
 - ・取締役会は、取締役社長から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要な事項につき取締役及び執行役員に、必要に応じて取締役会において報告させる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会議事録は取締役会規則に、常務会議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・日常業務遂行に際して生じうる損失の危険に対しては、ライン部門及びスタッフ部門が所管する危険を早期に発見し、必要な是正措置を講ずる。
 - ・全社危機管理委員会規程に基づき、大規模事故・災害等に備えた体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「執行機能」を分離し、代表取締役及び執行役員が効率的な職務執行を行う。
 - ・権限委譲された執行役員の業務が適切に執行されることを担保するために、各執行役員は、取締役社長及び常務会構成員に対して、月次報告書を提出する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・代表取締役又は役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンス事務局長が属する部門の統括役員が任命したコンプライアンス・マネージャを各職場に配置する。
 - ・取締役社長は、コンプライアンス・ホットライン及び社内外の公益通報窓口を活用することにより違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講ぜられるようにする。
- ⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員が、子会社の業務執行を監督する。
 - ・子会社各社においても、各社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を策定する。
- ⑦ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項
 - ・監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。
- ⑧ 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役室に所属する使用人は、執行側ではなく、監査役の指揮・監督の下で職務に従事するものとし、監査役は、この使用人の人事権を有する。
- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は取締役会に出席することにより、常任監査役は常務会にも出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から業務の状況につき報告を受ける。
 - ・監査役に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いが行わないこととし、そのための体制を整備する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査役の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・常任監査役は、社外監査役を含む監査役会における論議を踏まえて、定期的に取締役社長と打ち合わせて、意見・提言などを行うことができる。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組み

当社では、「コンプライアンス推進規程」に基づき、半期毎に開催される「コンプライアンス委員会」にて審議・立案される方針のもと、法務及び海外管理部門が中心となり、コンプライアンスを推進するとともに、内部監査部門が推進と運用状況及び仕組みの有効性監査を行っております。

平成29年度は、海外の関係部門及び海外子会社におけるコンプライアンス強化を目的に、中国・ASEANの子会社向けに海外競争法遵守及び不正防止に関するコンプライアンス研修を複数回実施しました。

国内でも、企業の不祥事事例に関する役員及び管理職向けコンプライアンス研修の対象者を工場地区まで拡大し、実施しました。

また、内部通報制度の実効性を高めるために、受領した通報の取り扱いをフロー図にして、全社に掲示するなどの取組みも行いました。

- ② リスクマネジメントに関する取組み

当社では、「全社危機管理委員会規程」に基づき、年3回、「全社危機管理委員会」を開催し、当社及び子会社に起こりうる全社的なリスクを管理する体制及び方針を策定し、それに基づいた活動を行っております。

平成29年度は、全社的なリスクの確認と、「リスク発生時の情報伝達に関する規程」の再徹底を目的として、全社リスク調査を管理職向けに実施しました。

また、事業継続計画（BCP）の制定に向けて、EV事業をモデル事業とした事業復旧BCPの策定、及び社会インフラBCPの策定を推進しました。

- ③ 子会社管理に関する取組み

当社では、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう子会社管理に関する責任と権限を定めるとともに、各子会社からの付議・報告体制整備を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

平成29年度は、中国及び東南アジアをはじめとした各子会社の規程整備が完了し、内部統制・監査教育や、工場施設のリスクサーベイ等を実施することで、海外の内部統制機能の強化を図りました。

- ④ 取締役の職務執行に関する取組み

当社では、「取締役会規則」等に基づき開催している取締役会における意思決定機能や監督機能の向上を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

平成29年度は、社外取締役及び社外監査役向け説明会において、社内制度・基準及びガバナンスに関する事項を中心とした説明を実施し、一方で「中期経営計画2020」につきまちは、取締役会メンバー全員による意見交換会で議論することで、両会議の目的を明確にし、説明及び議論の充実化に注力しました。

- ⑤ 監査役監査の実効性向上に関する取組み

当社では、「監査役監査基準」に基づく監査役監査の実効性維持・向上に向けた規程及び体制整備を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

平成29年度は、環境・安全・労務に関する監査や、執行役員監査及び部門長監査等、引き続き幅広く監査役監査を実施しました。

また、取締役、子会社常任監査役、会計監査人及び内部監査部門との情報交換会を定期的に実施しました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、①グループ全体で創業以来培ってきた豊富な技術蓄積と「ものづくり力」、特に、環境対応製品を生み出す技術開発力、②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体制、③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力、④充実した保守サービス体制、⑤お客様や、取引先及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係の5点に集約することができ、当社グループはこれらを相互に連繫させることにより、安定的な事業活動を展開しております。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループでは今後も着実に事業を展開していくため、「中期経営計画2020」を推進しております。業績を拡大させつつ、更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、設備や人材への投資を積極的に行ってまいります。

また、当社では平成15年6月より執行役員制を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、業務執行の迅速化を図り、効率的な経営を進めるとともに、取締役会を重要な戦略的意思決定を行う場として活性化し、その機能強化を図っております。また、現時点における取締役10名のうち2名を社外取締役とすることで、経営の透明性を確保し、取締役会による業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレートガバナンスを強化しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会及び平成29年6月28日開催の第153期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株式の20%以上を買付しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランを発動しない旨の決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買収者との協議・交渉等を行ったうえで、当該買付等が本プランに定められた手続に従わない場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとき等、本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときは、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（なお、独立委員会は、当該勧告に際して、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。）。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします（ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合に、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとし、かかる株主総会が開催された場合には、当社取締役会は、かかる株主総会の決議に従って決議を行うものとします。）。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等以外の株主のみなさまが、1個の新株予約権につき原則として1株の当社株式を取得することから、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成29年6月28日開催の第153期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。

（4）具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「中期経営計画2020」及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。また、本プランは、第153期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、所定の場合には株主のみなさまの意思を確認させていただくこと、当社の株主総会又は取締役会により本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、当社経営陣から独立した弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正さ・客観性が担保されていること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	153,803
現金及び預金	9,506
受取手形及び売掛金	87,323
電子記録債権	6,887
たな卸資産	41,726
繰延税金資産	4,348
その他	4,207
貸倒引当金	△195
固定資産	110,653
有形固定資産	64,999
建物及び構築物	37,550
機械装置及び運搬具	11,100
土地	12,590
建設仮勘定	1,628
その他	2,130
無形固定資産	12,655
ソフトウェア	5,568
のれん	5,738
その他	1,348
投資その他の資産	32,998
投資有価証券	21,719
長期貸付金	32
繰延税金資産	9,739
その他	1,544
貸倒引当金	△38
資産合計	264,457

科目	金額
負債の部	
流動負債	110,495
支払手形及び買掛金	36,840
電子記録債務	2,659
短期借入金	8,196
コマーシャル・ペーパー	6,000
未払金	14,296
未払法人税等	3,240
前受金	13,962
賞与引当金	7,231
製品保証引当金	1,157
受注損失引当金	970
その他	15,940
固定負債	72,732
社債	5,000
長期借入金	20,907
退職給付に係る負債	43,060
環境対策引当金	654
繰延税金負債	7
その他	3,102
負債合計	183,228
純資産の部	
株主資本	73,426
資本金	17,070
資本剰余金	12,435
利益剰余金	44,103
自己株式	△182
その他の包括利益累計額	6,807
その他有価証券評価差額金	8,258
繰延ヘッジ損益	5
為替換算調整勘定	1,723
退職給付に係る調整累計額	△3,179
非支配株主持分	995
純資産合計	81,229
負債純資産合計	264,457

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		241,832
売上原価		181,429
売上総利益		60,403
販売費及び一般管理費		49,022
営業利益		11,381
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	497	
その他	777	1,333
営業外費用		
支払利息	478	
その他	2,243	2,722
経常利益		9,992
特別利益		
投資有価証券売却益	480	
その他	1	482
特別損失		
損害賠償金	200	
その他	2	202
税金等調整前当期純利益		10,272
法人税、住民税及び事業税	4,351	
法人税等調整額	△1,142	3,208
当期純利益		7,064
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		7,056

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,975
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,582
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,230
現金及び現金同等物に係る換算差額	25
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△811
現金及び現金同等物の期首残高	10,008
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	39
現金及び現金同等物の期末残高	9,236

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	105,676
現金及び預金	3,822
受取手形	2,918
電子記録債権	6,059
売掛金	57,605
製品	1,276
仕掛品	25,165
原材料及び貯蔵品	431
繰延税金資産	2,913
その他	5,557
貸倒引当金	△75
固定資産	109,572
有形固定資産	51,339
建物	31,663
構築物	1,234
機械及び装置	4,039
車両運搬具	78
工具、器具及び備品	1,316
土地	11,513
建設仮勘定	1,483
その他	10
無形固定資産	5,474
ソフトウェア	4,753
のれん	649
その他	71
投資その他の資産	52,758
投資有価証券	20,255
関係会社株式	22,991
長期貸付金	1,897
繰延税金資産	6,224
その他	1,429
貸倒引当金	△38
資産合計	215,249

科目	金額
負債の部	
流動負債	89,308
支払手形	1,185
電子記録債務	1,890
買掛金	24,441
短期借入金	2,114
コマーシャル・ペーパー	6,000
未払金	12,414
未払法人税等	2,492
前受金	8,679
預り金	18,399
賞与引当金	4,288
製品保証引当金	786
受注損失引当金	338
その他	6,277
固定負債	58,207
社債	5,000
長期借入金	19,400
退職給付引当金	29,645
環境対策引当金	654
その他	3,508
負債合計	147,516
純資産の部	
株主資本	59,604
資本金	17,070
資本剰余金	9,381
資本準備金	5,000
その他資本剰余金	4,381
利益剰余金	33,392
利益準備金	3,296
その他利益剰余金	30,096
固定資産圧縮積立金	139
特別償却準備金	72
別途積立金	8,263
繰越利益剰余金	21,621
自己株式	△239
評価・換算差額等	8,128
その他有価証券評価差額金	8,128
繰延ヘッジ損益	△0
純資産合計	67,732
負債純資産合計	215,249

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		164,487
売上原価		127,327
売上総利益		37,160
販売費及び一般管理費		32,826
営業利益		4,333
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	3,328	
その他	1,469	4,853
営業外費用		
支払利息	260	
その他	3,052	3,312
経常利益		5,875
特別利益		
投資有価証券売却益	480	
その他	6	487
特別損失		
関係会社株式評価損	272	
その他	2	274
税引前当期純利益		6,088
法人税、住民税及び事業税	1,481	
法人税等調整額	△807	674
当期純利益		5,413

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 明 電 舎
取締役会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
指定有限責任社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 村 敦 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明電舎の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 明 電 舎
取締役会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
指定有限責任社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 ①
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 川 村 敦 ①
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び執行役員等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画における監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針及び取組み」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 明電舎 監査役会	
常任監査役（常勤）	田 中 和 之 ⑩
常任監査役（常勤）	伊 東 竹 虎 ⑩
社外監査役	秦 喜 秋 ⑩
社外監査役	縄 田 満 児 ⑩

以 上

株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
■ 定時株主総会	6月
■ 公告方法	電子公告 http://www.meidensha.co.jp/denshikoukoku
■ 上場証券取引所	東京・名古屋
■ 単元株式数	1,000株
■ 株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
■ 株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
■ 郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
■ 電話 照 会 先	☎0120-782-031（フリーダイヤル）

お知らせ

■ ホームページのご案内

当社ホームページでは、当社グループの事業概況や財務情報、CSR活動に関する情報など、当社に関する各種情報を積極的に公開しております。



<http://www.meidensha.co.jp>

明電舎

検索

▶ 株式に関するお届け先及びご照会先について

証券会社に口座を開設されている株主のみなさまは、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

▶ 特別口座株主のみなさまへ

特別口座（証券会社に口座を開設されていない株主のみなさま）についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

なお、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の記録を振替える必要がありますので、この機会に証券会社の口座開設もご検討をお願いいたします。

（証券口座の開設については、証券会社にご相談ください。）
特別口座で単元未満株式をお持ちの株主のみなさまは、単元未満株式を当社が買い取る制度もございますので、ご希望がございましたら、左記の電話照会先にお問い合わせください。

▶ 配当金の受領方法について

株券電子化により、すべての銘柄の配当金を一つの金融機関の口座で受領する方法などが可能になりました。この機会に、安全で確実な配当金の口座振込による受領方法のご検討をお願いいたします。

（配当金受領方法の指定については、証券会社にご相談ください。）

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場（明電舎大崎会館）のご案内図

東京都品川区大崎二丁目 5 番35号



■交通 JR大崎駅北改札口を出て西口から約400mです。

または、南改札口を出て新西口から約500mです。

（ThinkPark Tower手前のデッキ右手にありますエスカレータ又はエレベータにて1階に下りていただき、ビルの敷地に沿って矢印の方向へお進みください。）

■受付開始時刻は午前9時となります。

